

県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 95 号）附則第 2 項の規定により、岩手県立御所湖広域公園（艇庫に限る。）の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 施設を利用する場合にあっては、表 1 に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）
- 2 県立都市公園条例の一部を改正する条例による改正後の県立都市公園条例（昭和 41 年岩手県条例第 15 号。以下「改正後の条例」という。）第 21 条第 2 項において準用する改正後の条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表 3 に掲げる額

表 1 施設の利用料金

使用の区分	単 位	利用料金	
		一 般	学生及び生徒
エイトを保管する場合	1 月までごとに 1 艇ごとに	円 5,140	円 2,570
シェルフォア又はコードブルを保管する場合	1 月までごとに 1 艇ごとに	3,810	1,910
ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	1 月までごとに 1 艇ごとに	3,240	1,620
シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	1 月までごとに 1 艇ごとに	2,630	1,320
カヤックフォアを保管する場合	1 月までごとに 1 艇ごとに	1,670	840
カナディアンダブルを保管する場合	1 月までごとに 1 艇ごとに	1,310	660
カナディアンシングルを保管する場合	1 月までごとに 1 艇ごとに	1,080	540
カヤックダブルを保管する場合	1 月までごとに 1 艇ごとに	950	480
カヤックシングルを保管する場合	1 月までごとに 1 艇ごとに	590	300

表 2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金	
舟艇	シェルフォア	1 日までごとに 1 艇ごとに	使用時間が 4 時間以内の場合	590 円
			使用時間が 4 時間を超える場合	900 円
	ナックルフォア	1 日までごとに 1 艇ごとに	使用時間が 4 時間以内の場合	590 円
			使用時間が 4 時間を超える場合	900 円
	ダブルスカル	1 日までごとに 1 艇ごとに	使用時間が 4 時間以内の場合	480 円
			使用時間が 4 時間を超える場合	720 円
	シェルペア	1 日までごとに 1 艇ごとに	使用時間が 4 時間以内の場合	480 円
			使用時間が 4 時間を超える場合	720 円
	シングルスカル	1 日までごとに 1 艇ごとに	使用時間が 4 時間以内の場合	240 円
			使用時間が 4 時間を超える場合	360 円
	カヤックフォア	1 日までごとに 1 艇ごとに	使用時間が 4 時間以内の場合	590 円
			使用時間が 4 時間を超える場合	900 円
	カナディアンダブル	1 日までごとに 1 艇ごとに	使用時間が 4 時間以内の場合	480 円
			使用時間が 4 時間を超える場合	720 円
	カナディアンシングル	1 日までごとに 1 艇ごとに	使用時間が 4 時間以内の場合	240 円
			使用時間が 4 時間を超える場合	360 円

カヤックダブル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	480円	
		使用時間が4時間を超える場合	720円	
カヤックシングル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	240円	
		使用時間が4時間を超える場合	360円	
普及用舟艇	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	普通使用(1回につき)	240円
			回数使用(6回につき)	1,200円
		使用時間が4時間を超える場合		360円
審判艇	1日までごとに1艇につき		8,950円に燃料の実費相当額を加えた額	
コース設定作業艇			燃料の実費相当額	
拡声機	1日までごとに		3,810円	
競技用備品	電話機	1日までごとに1式ごとに	3,100円	
	流速計	1日までごとに1台ごとに	1,430円	
	テント	1日までごとに1張ごとに	510円	
	トランシーバー	1日までごとに1台ごとに	180円	
	電気メガホン	1日までごとに1台ごとに	130円	
	風向風速計	1日までごとに1台ごとに	130円	
	ストップウォッチ	1日までごとに1個ごとに	30円	
トレーニング用具	スライディングバック	1日までごとに1台ごとに	130円	
	ローイングエルゴメーター	1日までごとに1台ごとに	130円	

備考 舟艇及びトレーニング用具を学生又は生徒が使用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の半額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。)とする。

表3 改正後の条例第21条第2項において準用する改正後の条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区分	単位	利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	1,110円
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに	110円
興行	1日までごとに	7,400円
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに	3,700円